

○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の 応急活動 対策
飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	<p>【飲料水、食料及び生活必需物資等の確保】</p> <p>○ 市町村は、計画的に飲料水や生活用水を確保するとともに、避難所として指定した施設等にあらかじめ避難所設置用資機材や水、食料、生活必需物資の備蓄を進めます。県は、市町村の避難所運営を支援するため、生活必需物資の備蓄を進めます。〔安全防災局〕</p> <p>○ 県は、災害救助基金の適正な運用に努めるとともに、緊急時の水の確保のため、市町村の依頼に基づき、防災用井戸及び家庭用井戸について、飲用の適否を検査します。〔関係局〕</p> <p>○ 県は、市町村等への支援をできる限り行うために協定品目の拡充や協定企業等の拡大に努めます。また、災害時に調達を円滑に行うために、協定企業等との連絡体制の整備に努めます。〔安全防災局、県民局、環境農政局、産業労働局〕</p> <p>○ 県営水道は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図ります。〔企業庁〕</p>	<p>【飲料水及び生活用水の確保・供給】</p> <p>○ 県及び市町村は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3ℓの応急給水を行います。</p> <p>○ 県は、水道事業者等に対して、飲料水の確保を指示します。</p> <p>○ 市町村は、水道事業者に要請して飲料水の確保を行うとともに、自ら湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保します。</p> <p>○ 水道事業者は、応急給水用飲料水及び水道施設の確認に努めます。</p> <p>○ 市町村は、給水班を組織し、県及び市町村の水道事業者が確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施します。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮します。また、市町村は、給水が困難な場合は、県に対して支援を要請します。</p> <p>○ 県は、市町村の水道事業者の応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行います。飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて、災害時、震災時の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは厚生労働省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで、関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。</p> <p>○ 県営水道は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図ります。また、給水区域内の市町からの要請に基づき、他の都県市水道事業者に支援要請を行います。</p> <p>○ 水道事業者は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにします。また、必要に応じて他の水道事業者等に応援要請を行います。</p> <p>○ 県及び市町村は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。</p>

○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の 応急活動 対策
		<p>【食料の調達・供給】</p> <p>○ 市町村は、備蓄食料等を活用するとともに、主要食料及び副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給します。</p> <p>[市町村の対応]</p> <p>○ 備蓄食料等を活用した食料品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した食料及び広域応援協定等により調達した食料や、全国からの支援物資等を被災者に供給し、又は応急給食を実施します。</p> <p>○ 必要な食料品等の調達が困難な場合は、県に対して支援を要請します。ただし、政府所有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合、直接農林水産省（政策統括官付貿易業務課米穀業務班）に要請します。</p> <p>[県の対応]</p> <p>○ 応急物資の取扱いに関する協定を締結している卸売業者、小売業者及び応急食料の調達協力企業、団体に対し、在庫米の売り渡しの要請をします。</p> <p>○ 農林水産省（政策統括官付貿易業務課米穀業務班）に対し、政府所有米の放出を要請します。</p> <p>○ パン、即席麺、粉ミルク等、米以外の食料についても、応急物資の取扱いに関する協定を締結している企業、団体及び応急食料の調達協力企業、団体に対し、売り渡しの要請をします。</p> <p>○ なお、塩については、災害が起きた場合、災害救助法適用地域を対象として、県の申請に基づき（公財）塩事業センターから提供されます。</p> <p>○ 調達が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは農林水産省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請します。また、これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。</p> <p>○ また、必要に応じて自衛隊に炊飯等を要請します。</p> <p>○ また、必要に応じて指定（地方）行政機関に対し、物資・資材の供給について要請します。</p> <p>○ 県は、被災のため市町村からの要請が困難な場合などの必要に応じて、その要請を待たずに、救援物資等の被災地への迅速な供給を行います。ただし、需要と供給に過不足が生じないように、可能な範囲で被災地のニーズ把握に努めます。</p>

○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の 応急活動 対策
	<p>【高齢者、障害者等への配慮】</p>	
	<p>市町村は、食料、生活必需物資等の備蓄に際して、高齢者、障害者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。</p>	
	<p>【物資の供給体制の整備】</p>	<p>【調達食料等の集配と配分】</p>
	<p>○ 県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図ります。[安全防災局、県民局、環境農政局、産業労働局] ○ 県は、市町村や防災関係機関、物流事業者などと連携し、様々な事態を想定した物資の輸送や受入の訓練を実施し、物資の受援体制の充実を図ります。[安全防災局、県民局、環境農政局、産業労働局]</p>	<p>[県] 主要食料等は、市町村の防災拠点や避難場所等へ直接配送します。ただし、直接配送できない場合には、神奈川県災害時広域受援計画に基づく広域物資拠点及び県総合防災センター等に主要食料等を集積し、市町村に配分します。 [市町村] 主要食料等を受入れ、被災者等に対して応急給食を実施します。</p>
		<p>【生活必需物資等の調達・供給】</p>
		<p>○ 県及び市町村は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し供給します。 ○ 生活必需物資等の範囲は次のとおりとします。 寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料等 [市町村の対策] ○ 備蓄生活必需物資の活用を図るとともに、調達計画に基づき区内小売業者等から調達した生活必需物資、広域応援協定等により調達した生活必需物資及び応援物資等を被災者に供給します ○ 必要な生活必需物資の調達が困難な場合は、県に対して支援要請します。</p>
		<p>[県の対策] ○ 生活必需物資の調達に関する協定を締結している販売業者及び液化石油ガスの調達に関する協定を締結している（公社）神奈川県LPガス協会に対して、生活必需物資及び液化石油ガスの調達を要請します。 ○ 県は、生活必需物資の調達及び安定供給を行うため、災害時における県民生活の安定に関する基本協定を締結している神奈川県生活協同組合連合会に対して、情報の提供及び必要な要請を行います。 ○ 災害救助法が適用された場合、災害救助用備蓄物資保管倉庫等にある毛布を供給します。 ○ 調達が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは経済産業省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請します。また、これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。</p>

○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の 応急活動 対策
		【調達した生活必需物資等の集積と配分】
		[県] 生活必需物資等は、市町村の防災拠点や避難所等へ直接配送します。ただし、直接配送できない場合には、神奈川県災害時広域受援計画に基づく広域物資拠点及び県総合防災センター等、県において生活必需物資等を集積し、市町村に配分します。 [市町村] 生活必需物資等を受入れ、被災者に対して配分します。